

肥料に係る食品健康影響評価について（案）

肥料に関する評価を行うために、

- 1 評価する必要がある肥料中の成分の特定
 - 2 評価の考え方・手法
 - 3 評価に資する資料
- について整理する。

（参 考）

食品安全基本法第24条第1項第3号に基づき、現意見を求められている
案件及び予定されているものは、次のとおり。

- 1 普通肥料（特定普通肥料を除く。）の公定規格の設定又は変更の場合
- 2 特定普通肥料に関する案件（予定）

普通肥料（特定普通肥料を除く。）の公定規格の設定又は変更に係る
食品健康影響評価の方針

1 評価する必要がある成分

評価対象とする成分は、原則として普通肥料中の有害成分とされている
重金属とし、肥料取締法において採用されている「含有を許される植物に
とっての有害成分の最大量」の基準値に照らし合わせて評価する。

ただし、新しい科学的知見が得られ、成分を見直す必要が生じた場合に
は、適切に対応する。

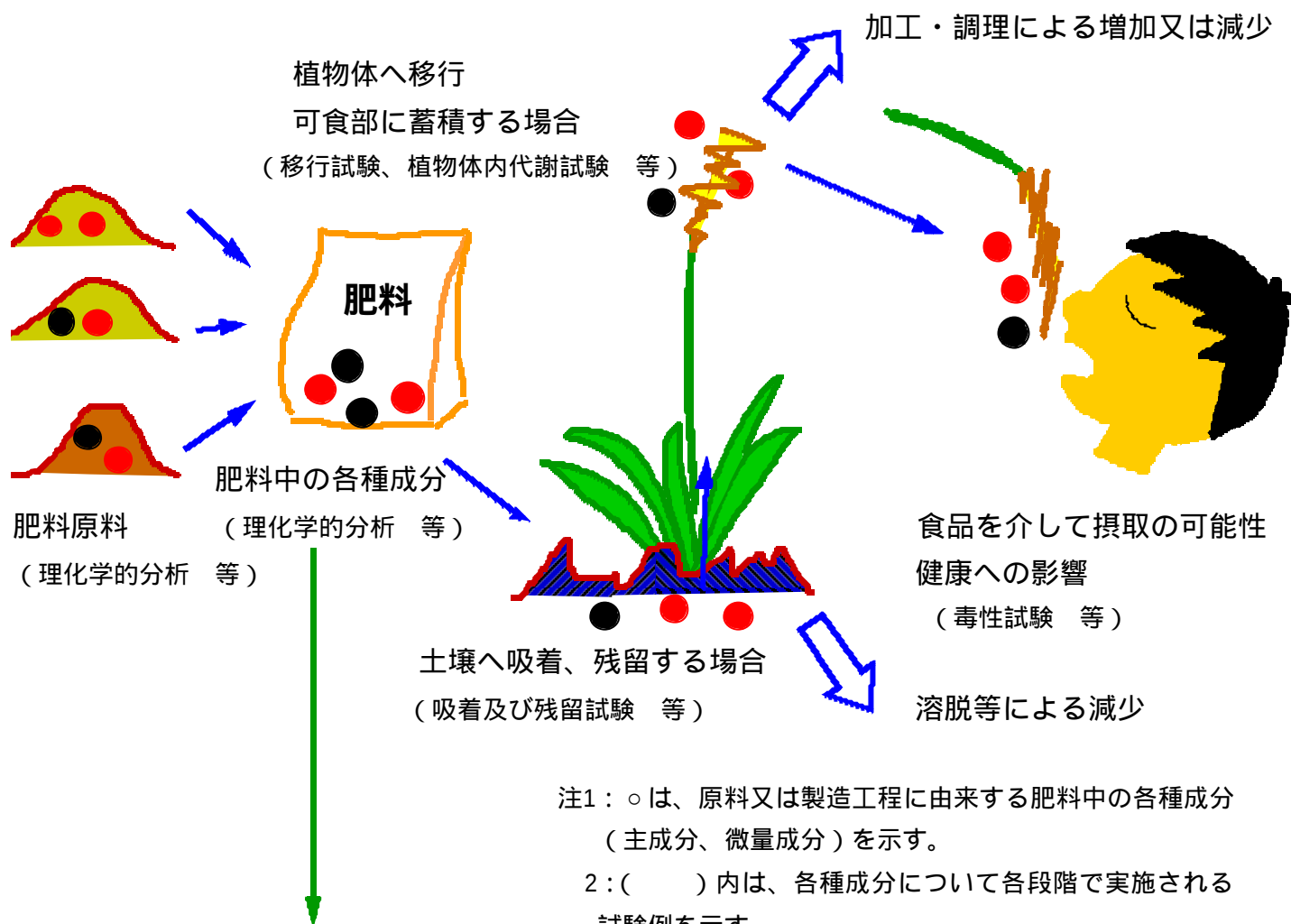
2 審議資料は次に掲げるものとし、必要に応じて補足資料を求める。

- (1) 肥料の概要
- (2) 原料及び製造方法に関する事項
- (3) 規格に関する事項
- (4) 施用方法に関する資料
- (5) 栽培試験

ただし、1において成分を見直した場合には、適切に審議に資する資料
を見直すこととする。

(参 考)

肥料中の各種成分の流れ



肥料取締法において、肥料中の各種成分については、

- 植物の栄養及び栽培のために土壤に化学変化をもたらす効果の観点から、保証成分及びその値
- 土壤環境汚染の防止の観点から、重金属等の基準値
- 植物の生育の阻害を防止する観点から、重金属及びスルファミン酸等の基準値

が設定され、必要に応じて

- 植害試験の実施の義務

が明記されている。

○ 普通肥料の仮登録及び登録又は申し出において、関係業者等が農林水産省に提出する資料（例）

- 1 肥料の概要
- 2 原料及び製造方法に関する事項
 - (1) 原料の種類、特性、特徴、原料供給先、組成変動、安定性 等
 - (2) 原料中の重金属等の有害物質の分析値、試験方法 等
 - (3) 配合割合、製造工程 等
- 3 規格に関する事項
 - (1) 肥料の規格
 - (2) 保証成分量を設定の基礎となる試験 等
 - (3) 製品中の重金属等の有害物質の分析値、試験方法 等
 - (4) 粒度分布、土壌中の無機化試験、酸度矯正試験 等
 - (5) 製品の安定性試験 等
- 4 施用方法に関する資料
- 5 栽培試験
 - (1) 肥効試験
 - (2) 植物に対する害に関する栽培試験